令和６年度産業保安等技術基準策定調査研究等事業

（消費生活用製品安全法の特定製品安全性等調査確認）

調査報告書

令和７年２月

MIZUHO みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

１．はじめに

消費生活用製品安全法（昭和４８年法律第３１号。以下「消安法」という。）において定められている特定製品の製造・輸入の事業を行う者（以下「事業者」という。は、あらかじめ国に対して事業を開始する旨の届出を行い、特定製品ごとに定められた技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを証する表示を付した特定製品でなければ、それを販売し、又は販売の目的で陳列してはならないとされている。

また、経済産業省は、製品流通後における消費者保護施策の一環として、以前から経済産業省所管物資に係る消費生活用製品について、消費者保護関連法令の遵守状況の確認、製品の安全性等に関する検査を行い、その結果に基づき、事業者に対し法令等の厳正な適用、安全性等に係る指導等を行っている。

以上を踏まえ本事業は、製品事故の未然・再発防止を図るため、現在市場で販売されている消安法で定める特定製品のうち、特に近年において法令違反等が確認された製品を対象として消安法及び同法関係法令等の遵守状況の調査及び試験を行い、製品の安全性の確認を行うとともに、事業者に対する指導監督の参考に資する資料を得ることを目的とし、また今後の安全施策に資するための調査研究を行うものとする。

２．調査の概要

２．１ 関連法令

本事業の実施にあたり関係する法令等を以下にまとめる。

・消安法　　：消費生活用製品安全法（昭和 48 年 6 月 6 日法律第 31 号）
・技術基準省令：経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令
（昭和 49 年 3 月 5 日通商産業省令第 18 号）
・技術基準　　：経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令
（昭和 49 年 3 月 5 日通商産業省令第 18 号）別表第 1
・運用及び解釈
：消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（令和 5 年 7 月 24 日制定）

２．２ 調査内容

現在、実店舗若しくはインターネット店舗で販売されている特定製品を買い上げ、技術基準に基づく適合性試験（以下「適合性試験」という。）を行い、不適合箇所の抽出及び安全性に係る見解、評価等について取りまとめる。また、不適合が確認された場合は、不適合理由に係る見解等を整理し示す。

２．２．１ 実施対象製品等

対象とする特定製品の区分、銘柄数及び１銘柄当たりの購入数は以下のとおりとする。

表 ２．２-１　実施対象製品、対象銘柄数及び１銘柄あたりの購入数

特定製品の区分	対象銘柄数	１銘柄あたりの購入数
家庭用の圧力なべおよび圧力がま	５銘柄程度	各２個程度
乗車用ヘルメット	１０銘柄程度 高価格帯（３万円前後）：２銘柄程度 低価格帯（１万円前後）：８銘柄程度	各６個程度
乳幼児用ベッド	５銘柄程度	各２台程度
携帯用レーザー応用装置	６銘柄程度	各２個程度
ライター	５銘柄程度	各１００個程度
磁石製娯楽用品	５銘柄程度	各２個程度
吸水性合成樹脂製玩具	５銘柄程度	各３個程度

※　吸水性合成樹脂製玩具については、仕様書上は購入数が１０個程度であったが、試験機関の要求として３個であったことから、３個とした

２．２．２ 製品の選定及び購入

製品の選定及び購入にあたっては、以下の点に配慮した。

① ネットパトロール事業（産業保安等技術基準策定調査研究等事業（ネット市場における製品安全関連法対応状況等調査））で得られた結果も踏まえ、製品安全課との調整により、製品安全課が指定した銘柄がある場合には、それに従いインターネット販売から購入すること。
② 一般小売店、チェーンストア、量販店、通信販売、インターネット販売（インターネットモール、オンラインショップ・ネットショップ）等の広範囲な販売事業者から選定すること。
③ 特定の事業者の銘柄に偏ることがないように選定すること。
④ 同一特定製品において同一の型式区分に偏ることがないように選定すること。
⑤ 安価な銘柄のみに偏らず、仕様・機能等も考慮の上、選定すること。また、その選定の際には、安全性確保の点から見て、技術基準の不適合が強く疑われるような銘柄がある場合はそれを優先すること。
⑥ 過去に本事業で調査を行った銘柄及び結果並びに独立行政法人製品評価技術基盤機構の製品事故情報等を参考に銘柄を選定すること。

⑦ 選定の結果、購入する特定製品の銘柄の詳細情報を、購入前に製品安全課へ共有するとともに購入してよいか協議を行うこと。

⑧ 違反等が疑われる銘柄等を製品安全課が指定した場合、その他特別に試験及び調査すべき銘柄について製品安全課から指示を受けた場合には、これに従うこと。

３．調査結果

本調査で得られた結果として、消費生活用製品安全法の令和６年度試買テストにおける「技術基準」に関する不適合の内容を P6～P10 に、消費生活用製品安全法の令和６年度試買テストにおける「PSC マーク表示」に関する不適合の内容を P11 に示す。

＜消費生活用製品安全法の令和６年度試買テストにおける「技術基準」に関する不適合内容について＞

製品名	「技術基準」不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
家庭用の圧力なべ及び圧力がまNo. 2	5　ばり、まくれ: 本体と表示板とのはめ合わせ部に異物の突出が認められた。	技術基準省令 別表第１ １．５ 手などを傷つけるおそれのあるばり及びまくれがないこと。 運用及び解釈 別表 １．５ 目視及び触感により確認すること。 「ばり、まくれ」とは、成型加工、切断加工時のばりやまくれ等をいい、研磨等による除去が不十分なものをいう。
家庭用の圧力なべ及び圧力がまNo. 4	1(1)　本体とふたの着脱: ふたのはめ合わせを示す印がなかった。	技術基準省令 別表第１ １．１（１）本体とふたの着脱は円滑であること。 運用及び解釈 別表 １．１（１）本体とふたとの取付けの操作により確認すること。 イ　スライド方式のものにあっては、はめ合わせを示す印及び開放を示す印のそれぞれの位置までスライドさせたとき、著しい力を加えずに着脱できること。 「スライド方式」とは、本体に付いている取っ手とふたに付いている取っ手とをスライドさせて重ね合わせることで、本体とふたをはめ合わせる方式であるものをいう。 ロ　落としぶた方式のものでふたのたわみによって装着するものにあっては、著しい力を加えずに着脱できること。 「落としぶた方式」とは、本体の上側から本体内部へ、ふたを落とし込んだ後、何らかの機械的操作を行うことで、本体とふたをはめ合わせる方式であるものをいう。 ハ　重ねぶた方式のもので、締具の操作でふたを装着するものにあっては、着脱がしやすいように支持金具と本体とには、隙間があること。 「重ねぶた方式」とは、本体とふたを重ね合わせて、何らかの機械的操作を行うことで、本体とふたをはめ合わせる方式であるものをいう。 ニ　押さえぶた方式等その他のものにあっては、装着することが容易であり、かつ、著しい力を加えずに着脱できること。 「押さえぶた方式」とは、いわゆる炊飯器で使用されている方式で、ふたを本体に向けて押し込むことで、本体とふたをはめ合わせる方式であるものをいう。
乗車用ヘルメットNo. 2	9(3)　使用上の注意事項: 取扱説明書の注意事項において、「サンシェードがあるヘルメットについては、夜間やトンネル等の暗い場所で使用すると視力が低下する」旨の文言が不足していた。	技術基準省令 別表第１ ２．９（３）安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。 運用及び解釈 別表 ２．９（３）「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」とは、少なくとも次の事項が記載されていることが必要である。 イ　製造年月（製造年月日でも可）の明確な表示。 なお、輸入品の場合、製造年月は輸入年月でも構わない。 また、表示は刻印でも構わない。 ロ　改造禁止については、その旨をヘルメットへ表示又は取扱説明書へ記載。 ハ　塗装禁止又は塗料の制限については、ヘルメットの材質によって浸されるおそれのある製品について、その旨をヘルメットへ表示又は取扱説明書へ記載。 ニ　サンシェードがあるヘルメットについては、夜間やトンネル等の暗い場所で使用すると視力が低下する旨。 ホ　フリップアップヘルメット（フルフェースであって跳ね上げ式の開閉式あごガードを装備したヘルメット）については、あごガードを上げたままで走行するのは危険である旨。
乗車用ヘルメットNo. 4	5　衝撃吸収性試験: 最大衝撃加速度が3057m/s^{2}となり、規格値（2940m/s^2）を上回った。	技術基準省令 別表第１ ２．５　衝撃吸収性試験を行つたとき、最大衝撃加速度が２，９４０メートル毎秒毎秒以下であり、かつ、１，４７０メートル毎秒毎秒以上の継続時間が６ミリセコンド以下（原付等用ヘルメットにあつては４ミリセコンド以下）であること。 運用及び解釈 別表 ２．５　確認方法は、日本産業規格Ｔ８１３３（２０１５）乗車用ヘルメット７．４に規定する衝撃吸収性試験に以下に記述する項目を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。 イ　衝撃吸収性試験に使用する人頭模型については、日本産業規格Ｔ８１３３（２０１５）乗車用ヘルメット附属書Ｂ及び附属書Ｃに規定する形状及び寸法を有するものとする。 ロ　衝撃試験範囲内に衝撃吸収性に係る安全性を損なうおそれのある部分については、その部分を試験箇所に含めること。よって、通気溝（通気穴を含む。）がある場合には、当該箇所の中心付近が衝撃点となるよう衝撃吸収性試験を行い、確認すること。 ハ　「衝撃吸収性に係る安全性を損なうおそれがある部分」に衝撃を加える目的により、合理的な範囲において日本産産業規格Ｔ８１３３（２０１５）７．４．３ａ）ヘルメットの位置決めの規定から逸脱してもよい。 ニ　ひさしが固定されているために前頭部に衝撃を加えられない構造のものにあっては、ひさしを取り外し又は切り取った状態で衝撃吸収性試験を行って確認すること。 ホ　あごガードが衝撃吸収性試験用支持アーム等と干渉する構造のものにあっては、あごガードの一部又は前部を切り取った状態で衝撃吸収性試験を行ってもよい。 ヘ　試験により破壊変形してもよいが、使用者に危険であるような破壊又は変形しないものであること。

製品名	「技術基準」不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
乗車用ヘルメット No. 5	9(1)　届出事業者の表示: 本体表示に届出事業者の記載がなかった。	技術基準省令 別表第１ ２．９（１）届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 運用及び解釈 別表 ２．９（１）表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。
乗車用ヘルメット No. 8	6　耐貫通性試験: ストライカの先端が人頭模型に接触した。	技術基準省令 別表第１ ２．６　耐貫通性試験を行つたとき、ストライカの先端が耐貫通性試験用人頭模型に接触しないこと。 運用及び解釈 別表 ２．６　確認方法は、日本産業規格Ｔ８１３３（２０１５）乗車用ヘルメット７．５に規定する耐貫通性試験に以下に記述する項目を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。 なお、耐貫通性試験範囲内に耐貫通性に係る安全性を損なうおそれのある部分については、その部分を試験箇所に含めること。 また、試験により破壊変形してもよいが、使用者に危険であるような破壊又は変形しないものであること。
乗車用ヘルメット No. 10	5　衝撃吸収性試験: 最大衝撃加速度が3141m/s^{2}となり、規格値（2940m/s^2）を上回った。	技術基準省令 別表第１ ２．５　衝撃吸収性試験を行つたとき、最大衝撃加速度が２，９４０メートル毎秒毎秒以下であり、かつ、１，４７０メートル毎秒毎秒以上の継続時間が６ミリセコンド以下（原付等用ヘルメットにあつては４ミリセコンド以下）であること。 運用及び解釈 別表 ２．５　確認方法は、日本産業規格Ｔ８１３３（２０１５）乗車用ヘルメット７．４に規定する衝撃吸収性試験に以下に記述する項目を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。 イ　衝撃吸収性試験に使用する人頭模型については、日本産業規格Ｔ８１３３（２０１５）乗車用ヘルメット附属書Ｂ及び附属書Ｃに規定する形状及び寸法を有するものとする。 ロ　衝撃試験範囲内に衝撃吸収性に係る安全性を損なうおそれのある部分については、その部分を試験箇所に含めること。よって、通気溝（通気穴を含む。）がある場合には、当該箇所の中心付近が衝撃点となるよう衝撃吸収性試験を行い、確認すること。 ハ　「衝撃吸収性に係る安全性を損なうおそれがある部分」に衝撃を加える目的により、合理的な範囲において日本産産業規格Ｔ８１３３（２０１５）７．４．３ａ）ヘルメットの位置決めの規定から逸脱してもよい。 ニ　ひさしが固定されているために前頭部に衝撃を加えられない構造のものにあっては、ひさしを取り外し又は切り取った状態で衝撃吸収性試験を行って確認すること。 ホ　あごガードが衝撃吸収性試験用支持アーム等と干渉する構造のものにあっては、あごガードの一部又は前部を切り取った状態で衝撃吸収性試験を行ってもよい。 ヘ　試験により破壊変形してもよいが、使用者に危険であるような破壊又は変形しないものであること。
	6　耐貫通性試験: ストライカの先端が人頭模型に接触した。	技術基準省令 別表第１ ２．６　耐貫通性試験を行つたとき、ストライカの先端が耐貫通性試験用人頭模型に接触しないこと。 運用及び解釈 別表 ２．６　確認方法は、日本産業規格Ｔ８１３３（２０１５）乗車用ヘルメット７．５に規定する耐貫通性試験に以下に記述する項目を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。 なお、耐貫通性試験範囲内に耐貫通性に係る安全性を損なうおそれのある部分については、その部分を試験箇所に含めること。 また、試験により破壊変形してもよいが、使用者に危険であるような破壊又は変形しないものであること
	9(3)　使用上の注意事項: ヘルメット外部に「公道使用不可」、「四輪競技用」等の表示が確認できなかった。	技術基準省令 別表第１ ２．９（３）安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。 運用及び解釈 別表 ２．９（３）「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」とは、少なくとも次の事項が記載されていることが必要である。 イ　製造年月（製造年月日でも可）の明確な表示。 なお、輸入品の場合、製造年月は輸入年月でも構わない。 また、表示は刻印でも構わない。 ロ　改造禁止については、その旨をヘルメットへ表示又は取扱説明書へ記載。 ハ　塗装禁止又は塗料の制限については、ヘルメットの材質によって浸されるおそれのある製品について、その旨をヘルメットへ表示又は取扱説明書へ記載。 ニ　サンシェードがあるヘルメットについては、夜間やトンネル等の暗い場所で使用すると視力が低下する旨。 ホ　フリップアップヘルメット（フルフェースであって跳ね上げ式の開閉式あごガードを装備したヘルメット）については、あごガードを上げたままで走行するのは危険である旨。

製品名	「技術基準」不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
携帯用レーザー応用装置No.5	1(1)又は(2) レーザー光が放射状態にあることを確認できる機能: レーザーボタン以外のボタンを押すと、レーザー光は発射されない状態でLEDインジケータが点灯した。	技術基準省令 別表第１ ５．１（１）レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有するもの（外形上玩具として使用されることが明らかなもの並びにそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの及び対象、位置等を指し示すために用いるものであつて全長が８センチメートル未満のものを除く。）にあつては、日本産業規格Ｃ６８０２（２０１４）レーザ製品の安全基準３．１８クラス１レーザ製品又は３．２１クラス２レーザ製品であること。 運用及び解釈 別表 ５．１（１）レーザ製品のクラスについては、電圧計、波長測定装置、光パワーメータ等の測定装置を使用して、日本産業規格Ｃ６８０２（２０１４）レーザ製品の安全基準４クラス分けの原則の規定による測定して確認すること。 「レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能」とは、例えば、放出状態にある場合にＬＥＤ等のモニターランプが点灯する機能や、可聴音を発する機能等をいう。 なお、日本産業規格Ｃ６８０２（２０１４）レーザ製品の安全基準３．２０クラス１Ｍレーザ製品であっても、４クラス分け原則の規定による測定方法におけるクラス２に対して要求される被ばく放出限界を超えないものは、クラス２レーザ製品として扱って差し支えない。 「装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの」とは、例えば、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等をいう。
携帯用レーザー応用装置No.6	1(1)又は(2) レーザーの仕様: 通常状態の平均放射パワー（8.180mW）が許容値（1mW）を超えていた。	技術基準省令 別表第１ ５．１（１）レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有するもの（外形上玩具として使用されることが明らかなもの並びにそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの及び対象、位置等を指し示すために用いるものであつて全長が８センチメートル未満のものを除く。）にあつては、日本産業規格Ｃ６８０２（２０１４）レーザ製品の安全基準３．１８クラス１レーザ製品又は３．２１クラス２レーザ製品であること。 運用及び解釈 別表 ５．１（１）レーザ製品のクラスについては、電圧計、波長測定装置、光パワーメータ等の測定装置を使用して、日本産業規格Ｃ６８０２（２０１４）レーザ製品の安全基準４クラス分けの原則の規定による測定して確認すること。 「レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能」とは、例えば、放出状態にある場合にＬＥＤ等のモニターランプが点灯する機能や、可聴音を発する機能等をいう。 なお、日本産業規格Ｃ６８０２（２０１４）レーザ製品の安全基準３．２０クラス１Ｍレーザ製品であっても、４クラス分け原則の規定による測定方法におけるクラス２に対して要求される被ばく放出限界を超えないものは、クラス２レーザ製品として扱って差し支えない。 「装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの」とは、例えば、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等をいう。
	4.(1) 登録検査機関や届出事業者の表示: 登録検査機関及び届出事業者の表示がなかった。	技術基準省令 別表第１ ５．４（１）届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 運用及び解釈 別表 ５．４　携帯用レーザー応用装置の外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示をすること。表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。
	4.(2) 警告文: レーザー光をのぞき込まない旨、レーザー光を人に向けない旨、子供に使わせない旨の警告文がなかった。	技術基準省令 別表第１ ５．４（２）　次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては③の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のもののうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあつては①及び②の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの（日本産業規格Ｃ６８０２（２０１４）レーザ製品の安全基準３．１８クラス１レーザ製品（その放出持続時間が４．３ｅ）時間基準３）を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が３秒未満であるものに限る。））にあつては②の注意事項を表示することを要しない。 ①　レーザー光をのぞきこまない旨 ②　レーザー光を人に向けない旨 ③　子供に使わせない旨 運用及び解釈 別表 ５．４　携帯用レーザー応用装置の外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示をすること。表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。

製品名	「技術基準」不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
磁石製娯楽用品 No.1	2(1)　届出事業者の表示: 届出事業者が表示されていなかった。	技術基準省令 別表第１ １１．２（１） 届出事業者の氏名又は名称が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 運用及び解釈 別表 １１．２　表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。
	2(2)　注意事項: 注意事項の表示がなかった。	技術基準省令 別表第１ １１．２（２）次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により適切に表示されていること。 ① 満三歳に満たない乳幼児に使わせない旨 ② 満三歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する旨 ③ 子どもが万が一誤飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨 運用及び解釈 別表 １１．２　表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。
磁石製娯楽用品 No.2	2(1)　届出事業者の表示: 届出事業者が表示されていなかった。	技術基準省令 別表第１ １１．２（１） 届出事業者の氏名又は名称が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 運用及び解釈 別表 １１．２　表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。
	2(2)　注意事項: 注意事項の表示がなかった。	技術基準省令 別表第１ １１．２（２）次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により適切に表示されていること。 ① 満三歳に満たない乳幼児に使わせない旨 ② 満三歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する旨 ③ 子どもが万が一誤飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨 運用及び解釈 別表 １１．２　表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。
磁石製娯楽用品 No.3	1　磁束指数: 磁束指数が249$(kG)^2 \cdot mm^2$であり、基準（50$(kG)^2 \cdot mm^2$）を上回っている。	技術基準省令 別表第１ １１．１　磁石製娯楽用品を構成する個々の磁石及び磁石を使用する部品の磁束指数（磁束密度の二乗と磁極の表面積との積をいう。）のいずれもが、５０平方キロガウス平方ミリメートル未満であること。 運用及び解釈 別表 １１．１　磁束指数は、ISO8124-1(2022)Safety of toys -Part1:Safety aspects related to mechanical and physicalproperties4.31.3All other toys with magnets and magnetic componentsa)にのっとり､5.32Magnetic flux indexによる測定結果に基づき算出すること。
	2(1)　届出事業者の表示: 届出事業者が表示されていなかった。	技術基準省令 別表第１ １１．２（１） 届出事業者の氏名又は名称が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 運用及び解釈 別表 １１．２　表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。
	2(2)　注意事項: 注意事項の表示がなかった。	技術基準省令 別表第１ １１．２（２）次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により適切に表示されていること。 ① 満三歳に満たない乳幼児に使わせない旨 ② 満三歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する旨 ③ 子どもが万が一誤飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨 運用及び解釈 別表 １１．２　表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。

製品名	「技術基準」不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
磁石製娯楽用品No.5	1　磁束指数: 磁束指数が、基準値（50(kG)^2・mm^2）以上だった。	技術基準省令 別表第１ １１．１　磁石製娯楽用品を構成する個々の磁石及び磁石を使用する部品の磁束指数（磁束密度の二乗と磁極の表面積との積をいう。）のいずれもが、５０平方キロガウス平方ミリメートル未満であること。 運用及び解釈 別表 １１．１　磁束指数は、ISO8124-1(2022)Safety of toys -Part1:Safety aspects related to mechanical and physicalproperties4.31.3All other toys with magnets and magnetic componentsa)にのっとり,5.32Magnetic flux indexによる測定結果に基づき算出すること。
	2(1)　届出事業者の表示: 届出事業者が表示されていなかった。	技術基準省令 別表第１ １１．２（１）届出事業者の氏名又は名称が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 運用及び解釈 別表 １１．２　表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。
	2(2)　注意事項: 注意事項の表示がなかった。	技術基準省令 別表第１ １１．２（２）次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により適切に表示されていること。 ① 満三歳に満たない乳幼児に使わせない旨 ② 満三歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する旨 ③ 子どもが万が一誤飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨 運用及び解釈 別表 １１．２　表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。
吸水性合成樹脂製玩具No.2	2(2)　注意事項: 注意事項の表示がなかった。	技術基準省令 別表第１ １２．２（２）次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により適切に表示されていること。 ① 満三歳に満たない乳幼児に使わせない旨 ② 満三歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する旨 ③ 子どもが万が一誤飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨 運用及び解釈 別表 １２．２　表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。
吸水性合成樹脂製玩具No.3	2(2)　注意事項: 注意事項の表示がなかった。	技術基準省令 別表第１ １２．２（２）次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により適切に表示されていること。 ① 満三歳に満たない乳幼児に使わせない旨 ② 満三歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する旨 ③ 子どもが万が一誤飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨 運用及び解釈 別表 １２．２　表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。
吸水性合成樹脂製玩具No.4	2(1)　届出事業者の表示: 届出事業者が表示されていなかった。	技術基準省令 別表第１ １２．２（１）届出事業者の氏名又は名称が吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 運用及び解釈 別表 １２．２　表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。
	2(2)　注意事項: 注意事項の表示がなかった。	技術基準省令 別表第１ １２．２（２）次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により適切に表示されていること。 ① 満三歳に満たない乳幼児に使わせない旨 ② 満三歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する旨 ③ 子どもが万が一誤飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨 運用及び解釈 別表 １２．２　表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。
吸水性合成樹脂製玩具No.5	2(1)　届出事業者の表示: 届出事業者が表示されていなかった。	技術基準省令 別表第１ １２．２（１）届出事業者の氏名又は名称が吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 運用及び解釈 別表 １２．２　表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。
	2(2)　注意事項: 注意事項の表示がなかった。	技術基準省令 別表第１ １２．２（２）次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により適切に表示されていること。 ① 満三歳に満たない乳幼児に使わせない旨 ② 満三歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する旨 ③ 子どもが万が一誤飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨 運用及び解釈 別表 １２．２　表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。

＜消費生活用製品安全法の令和６年度試買テストにおける
「PSCマーク表示」に関する不適合内容について＞

製品名	不適合箇所の内容	法律
乗車用ヘルメットNo. 10	消費生活用製品安全法第１３条（表示）において、表示すべき事項である記号が表示されていなかった。	消費生活用製品安全法第１３条（表示違反）
携帯用レーザー応用装置No. 6	消費生活用製品安全法第１３条（表示）において、表示すべき事項である記号が表示されていなかった。	消費生活用製品安全法第１３条（表示違反）
磁石性娯楽用品No. 1	消費生活用製品安全法第１３条（表示）において、表示すべき事項である記号が表示されていなかった。	消費生活用製品安全法第１３条（表示違反）
磁石性娯楽用品No. 2	消費生活用製品安全法第１３条（表示）において、表示すべき事項である記号が表示されていなかった。	消費生活用製品安全法第１３条（表示違反）
磁石性娯楽用品No. 3	消費生活用製品安全法第１３条（表示）において、表示すべき事項である記号が表示されていなかった。	消費生活用製品安全法第１３条（表示違反）
磁石性娯楽用品No. 5	消費生活用製品安全法第１３条（表示）において、表示すべき事項である記号が表示されていなかった。	消費生活用製品安全法第１３条（表示違反）
吸水性合成樹脂製玩具No. 2	消費生活用製品安全法第１３条（表示）において、表示すべき事項である記号が表示されていなかった。	消費生活用製品安全法第１３条（表示違反）
吸水性合成樹脂製玩具No. 3	消費生活用製品安全法第１３条（表示）において、表示すべき事項である記号が表示されていなかった。	消費生活用製品安全法第１３条（表示違反）
吸水性合成樹脂製玩具No. 4	消費生活用製品安全法第１３条（表示）において、表示すべき事項である記号が表示されていなかった。	消費生活用製品安全法第１３条（表示違反）
吸水性合成樹脂製玩具No. 5	消費生活用製品安全法第１３条（表示）において、表示すべき事項である記号が表示されていなかった。	消費生活用製品安全法第１３条（表示違反）

４．まとめ

本事業では、家庭用の圧力なべおよび圧力がま、乗車用ヘルメット、乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、ライター、磁石製娯楽用品、吸水性合成樹脂製玩具の計 7 種類 41 銘柄の特定製品を対象としてインターネット店舗で販売されている製品を買い上げ、試験機関による技術基準への適合性試験を実施した。

適合性試験の結果、家庭用の圧力なべ及び圧力がま 2 銘柄、乗車用ヘルメット 5 銘柄、携帯用レーザー応用装置 2 銘柄、磁石性娯楽用品 4 銘柄、吸水性合成樹脂製玩具 4 銘柄に技術基準に対する不適合が存在した。

今年度の調査結果と令和４年度及び令和５年度の調査結果を比較すると、対象銘柄数の違いはあるものの同じ特定製品でも今年度結果は不適合割合が低い傾向であった。これは、今年度事業では届出事業者の製品を中心として対象銘柄を選定したため、過年度事業と比較して不適合製品や人に危害を加える危険性があるような製品が少なかったためではないかと考える。そのため、今後は届出事業者の製品ではないものを調査対象として積極的に取り入れていく必要があるのではないかと考える。